

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
4月30日  
(金曜日)

## 目次

○告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………一

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………二

地方税の収納事務の委託に関する告示(税務課)……………二

地方税の収納の事務の委託に関する告示の一部改正(二件)(税務課)……………二

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………三

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………三

解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)……………四

土砂災害警戒区域の指定の解除(五件)(砂防課)……………四

土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………五

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(五件)(砂防課)……………六

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………七

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)……………八

県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)……………八

歳入の収納の事務の委託(交通規制課)……………八

○公告

基本測量の実施の終了(監理課)……………九

公共測量の実施(監理課)……………九

公共測量の実施の終了(二件)(監理課)……………九

○人委公告

令和三年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………一〇

令和三年度山口県保健師採用試験の実施……………一五

### ○選管告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する告示の一部改正……………一九

### ○公安委公告

一般競争入札の実施……………一九



### 山口県告示第四百四十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、令和三年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「四、九八一円」を「五、〇八一円」に、「一三、三四二円」を「一三、三八四円」に、「五、五四三円」を「五、五八九円」に、「六、〇五一円」を「六、一六四円」に、「一四、一五七円」を「一四、三三二円」に、「六、四七五円」を「六、五七七円」に、「一七、一〇四円」を「一七、一六三円」に、「六、七八三円」を「六、八五四円」に、「一九、三三〇円」を「一九、四〇七円」に、「七、〇三二円」を「七、〇七〇円」に、「二一、二三三円」を「二一、六〇一円」に、「七、〇八六円」を「七、二〇八円」に、「二三、二六六円」を「二三、七六〇円」に、「六、九九五円」を「七、〇九〇円」に、「二五、五〇三円」を「二五、三〇八円」に、「六、五四三円」を「六、五八三円」に、「二五、五五五円」を「二五、〇九三円」に、「五、三二五円」を「五、四二〇円」に、「二〇、五一一元」を「二〇、八七〇円」に、「一四、九八〇円」を「一五、二五八円」に改める。

### 山口県告示第四百四十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、令和三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

表常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万六千六百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万三千九百九十円」に改め、同表常時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

### 山口県告示第四百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 委託に係る地方税の種類

全ての県税(インターネットを利用して納付されるものに限る。)

二 委託を受けた者の名称及び所在地

Pay Pay 株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

LINE Pay 株式会社 東京都品川区西品川一丁目一番一号

三 委託の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間

### 山口県告示第四百四十八号

地方税の収納の事務の委託に関する告示(平成三十一年山口県告示第九十号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 委託に係る地方税の種類に関する部分中「自動車税」を「全ての県税」に改める。

三 委託の期間に関する部分中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

### 山口県告示第四百四十九号

地方税の収納の事務の委託に関する告示(令和元年山口県告示第十号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 委託に係る地方税の種類に関する部分中「自動車税」を「全ての県税」に改める。

### 山口県告示第四百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年四月三十日から同年五月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 三井化学SKCポリウレタン株式会社

住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 三井化学SKCポリウレタン株式会社徳山工場

所在地 周南市徳山港町三番一号

三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 ( $\text{m}^3/\text{回}$ )	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間 季節的変動の概要
四六一イ	六五	令和三、七、六	令和三、八、一九	令和三、八、二〇	断続八時間 変動なし

備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の状態の値			汚水等の一日当たりの量( $\text{m}^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\text{l}$ )	浮遊物質量 ( $\text{mg}/\text{l}$ )	
四六一イ	七・五	二、〇〇〇	三〇	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量( $\text{m}^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\text{l}$ )	浮遊物質量 ( $\text{mg}/\text{l}$ )	
七	五・九	一六・九	一〇	二二、〇〇〇

山口県告示第百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

医療 名称 山口県知事 村岡 嗣政  
 療 称 機 在 関 地 指定年月日  
 かなえ薬局 山口市小郡令和二丁目一番二号 令和三、四、一

山口県告示第百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項の規定により、医療扶助のための施設を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

氏 名 住 住 術 者 所 指定年月日  
 堀淵 奈美 山口市米屋町三番二三号 令和三、三、一

山口県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
岩国市室の木町五丁目一〇六の三・一〇一八〇の三・室の木町三丁目一〇二二の二（以上三筆国有林）、一〇二二の四、一〇二二の六・一〇二二の八・一〇二二七・一〇二三〇・一〇三三一の三・一〇三〇九の四・一〇三〇九の五・一〇三二四の二・一〇三二六の二・一〇三二七の三・一〇三二七の五・一〇三二七の六・一〇三三〇の一・一〇三三〇の二・一〇三三二の二・一〇三三三の二・一〇三三五の二・一〇三三七の二・一〇三五七の二・一〇三七四の五・一〇三七四の六（以上二十一筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第三百十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
名田島(一)(5)、名田島(一)(7)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第三百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
下小鯖(一)(31)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百四十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
玖珂町(一)(25)
- 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。( )

### 山口県告示第百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 川西(一)(7)、角(一)(4)、長野(一)(18)、錦見(一)(6)、錦見(一)(7)、土生(一)(3)、平田(一)(6)、平田(一)(18)、平田(一)(24)、保津町(一)(2)、海土路町(一)(19)、南岩国町(一)(3)、門前町(一)(5)、山手町(一)(3)、山手町(一)(12)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。( )

### 山口県告示第百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

大河内(一)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。( )

### 山口県告示第百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

名田島(一)(5)、名田島(一)(7)、下小鯖(一)(31)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。( )

一 区域の名称

- 玖珂町(一)(25)、川西(一)(7)、角(一)(4)、長野(一)(18)、錦見(一)(6)、錦見(一)(7)、土生(一)(3)、平田(一)(6)、平田(一)(18)、平田(一)(24)、保津町(一)(2)、海土路町(一)(19)、南岩国町(一)(3)、門前町(一)(5)、山手町(一)(3)、山手町(一)(12)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
大河内(一)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第三百十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
名田島(一)、名田島(七)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第三百十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
下小鯖(一)(3)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百四十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
玖珂町(一)(25)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百三十九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
川西(一)(7)、角(一)(4)、長野(一)(18)、錦見(一)(6)、錦見(一)(7)、土生(一)(3)、平田(一)(6)、平田(一)(18)、平田(一)(24)、保津町(一)(2)、海士路町(一)(19)、南岩国町(一)(3)、門前町(一)(5)、山手町(一)(3)、山手町(一)(12)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十七号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
大河内(一)(1)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
名田島(一)(5)、下小鯖(一)(31)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
玖珂町(一)(25)、川西(一)(7)、角(一)(4)、長野(一)(18)、錦見(一)(6)、錦見(一)(7)、土生(一)(3)、平田(一)(6)、平田(一)(18)、平田(一)(24)、保津町(一)(2)、海士路町(一)(19)、南岩国町(一)(3)、門前町(一)(5)、山手町(一)(3)、山手町(一)(12)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
大河内(一)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第百六十六号**

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正し、令和三年六月一日から施行する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

表稗田県営住宅の項中

二三号棟から二五号棟まで	〇・九二
I棟、J棟、S棟及びT棟	〇・五九
二三号棟から二五号棟まで	〇・九二

を  
に改め、同表鶉の

鳥県営住宅の項を次のように改める。

鶉の鳥県営住宅	A棟	一・〇〇
---------	----	------

表東岐波県営住宅の項中「七号棟」を「八号棟」に改め、同表東萩県営住宅の項中「一号棟」の下に「から三号棟まで」を加え、「二号棟から五号棟まで」を「四号棟及び五号棟」に改め、同表光井県営住宅の項の次に次のように加える。

岩田駅前県営住宅	〇・九七
----------	------

表周南県営住宅の項中「I棟」を「K棟」に改める。

**山口県告示第百六十七号**

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正し、令和三年六月一日から施行する。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

表稗田県営住宅の項中「二五五」を「二七五」に改め、同表鶉の鳥県営住宅の項を次のように改める。

鶉の鳥県営住宅	高層耐火構造六階建	二四
---------	-----------	----

表東岐波県営住宅の項中「八四」を「一一四」に改め、同表光井県営住宅の項の次に次のように加える。

岩田駅前県営住宅	中層耐火構造四階建	二〇
----------	-----------	----

表周南県営住宅の項中「三九〇」を「三三〇」に改める。

**山口県告示第百六十八号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 委託に係る取扱歳入金の種類



- 二 パーキング・チケット発給手数料
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地  
株式会社CGSコーポレーション  
岩国市麻里布町三丁目一四番一四号
- 三 委託の期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間



(一一八) 基本測量の実施の終了  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
基本測量(国土広域情報修正測量)
- 二 作業の地域  
山口県全域
- 三 作業の期間  
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

(一二九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、長門市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が  
ありました。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(航空レーザ測量)
- 二 作業の地域

- 三 作業の期間  
長門市  
令和三年四月九日から令和四年三月三十一日まで

(一三〇) 公共測量の実施の終了  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知が  
ありました。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(写真地図作成及び数値地形図データ更新)
- 二 作業の地域  
下松市
- 三 作業の期間  
令和二年七月二十八日から令和三年三月三十一日まで

(一三一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により、岩国市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知が  
ありました。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(空中写真撮影、数値地形図データ更新及びオルソ画像作成)
- 二 作業の地域  
岩国市
- 三 作業の期間  
令和元年十月十五日から令和三年三月三十一日まで

公 告

令和三年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和三年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和三年四月三十日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
警察行政	五人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
行政	四十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
社会福祉（一般）	一人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーカー、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉（心理）	二人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木建築等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	六人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
農業	五人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業土木	五人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
林業	三人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
畜産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
水産	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計・保守管理等の専門業務
機械	一人程度	



二 受験資格

(一) 平成四年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者又は平成十二年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業若しくは令和四年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは令和四年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百七回薬剤師国家試験（令和四年二月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成二十七年四月一日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは令和四年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（機械及び電気試験職種にあっては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）
- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

電気	化学	衛生薬学	衛生監視
一人程度	一人程度	一人程度	一人程度
知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関の専門業務（健康福祉センター等）における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

1 方法及び内容

- (1) 筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
  - ① 教養試験
    - 全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
  - ② 専門試験
    - 試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

- 令和三年六月二十日(日曜日)
  - 試験室入室 午前九時三十分まで
  - 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
  - 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都新宿区高田馬場一丁目二番九号TDビル4階 ワイム貸会議室高田馬場
大阪府	大阪市淀川区宮原五丁目一番二四号NLC新御堂ビル4・5階 CIVIL研修センター新大阪(北)

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

- (1) 論文試験
  - 全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成員等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験を行います。

2 日時及び場所

- (1) 論文試験
  - 日時 令和三年七月十七日(土曜日)
  - 場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二  
山口県総合交通センター
- (2) 口述試験
  - 日時 令和三年七月十九日(月曜日) から同月二十九日(木曜日) までの間  
山口県人事委員会が指定する日
  - 場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

- 教養試験 四〇点
- 専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

- 論文試験 六〇点
- 口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

- (二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかにかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

令和三年七月一日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局

のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和三年八月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。）別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和三年四月三十日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年五月十日（月曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三一四四七四）に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和三年四月三十日（金曜日）午前九時から同年五月二十日（木曜日）午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。)
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壌物理 農業水利 土地改良 農村環境整備 農業土木構造物 材料 施工 農業機械 農学一般
林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。)
畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理学 畜産物利用学 畜産経営一般
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学



機械	数学 物理 材料力学 機械工学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計
電気	数学 物理 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工
化学	数学 物理 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業
衛生薬学	物理 化学 生物 衛生 薬理 薬劑 病態 薬物治療 法規 制度 実務
衛生監視	物理 化学 生物 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	一人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
社会福祉（一般）	一人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	一人程度	知事部局（主として土木建設部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業土木	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和三十七年四月二日以降に生まれた者が受験できます。
- (二) 民間企業等における職務経験を五年以上有する者
- (三) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法、内容等  
教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。

種目	試験職種	試験内容
試験養行	行政	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験
試験専門	社会福祉（一般）	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）及び社会調査とします。
試験専門	土木	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。
試験専門	農業土木	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農村環境整備、農業土木構造物、材料、施工、農業機械及び農学一般とします。
試験専門	林業	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、森林政策、森林経営学、造林学、森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般及び砂防工学とします。
試験論文	全試験職種	社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験

2 日時  
令和三年六月二十日（日曜日）

(1) 行政

- 試験室入室 午前九時三十分まで
- 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 論文試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 行政以外
- 試験室入室 午前九時三十分まで
- 論文試験 午前十時から午後零時まで
- 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会	場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス	
東京都	東京都新宿区高田馬場一丁目二九番九号TDビル4階 ワイム貸会議室高田馬場	
大阪府	大阪市淀川区宮原五丁目一番二四号NLC新御堂ビル4・5階 CIVIL研修センター新大阪(北)	

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所

日時 令和三年七月二十四日(土曜日)又は同月二十五日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 行政

教養試験 四〇点

論文試験 六〇点

2 行政以外

専門試験 四〇点

論文試験 六〇点

(二) 第二次試験

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が一定の得点未満の場合は、論文試験の採点を行いません。この場合、教養試験又は専門試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和三年七月八日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和三年八月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業において八年間の職務の経験を有している場合は、条別表第一の行政職給料表の一級五十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和三年四月三十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十



保健師	試験区分	保健師	試験職種	採任用 予定人員	職務の概要
保健師	保健師	保健師	保健師	五人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
試験は、次の表のとおり行います。

山口県人事委員会

令和三年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

令和三年四月三十日

公告  
令和三年度山口県保健師採用試験の実施

九 その他  
その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。  
い。  
照してください。  
四 受付の期間及び時間  
令和三年四月三十日(金曜日) 午前九時から同年五月二十日(木曜日) 午後五時まで  
九 その他

四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年五月十日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和三年四月三十日(金曜日) 午前九時から同年五月二十日(木曜日) 午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

二 受験資格

(一) 平成四年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は令和四年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第百八回保健師国家試験(令和四年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時

令和三年六月二十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会 場
山 口 市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東 京 都	東京都新宿区高田馬場一丁目二九番九号TDビル4階 ワイム貸会議室高田馬場
大 阪 府	大阪市淀川区宮原五丁目一番二四号NLC新御堂ビル4・5階 CIVIL研修センター新大阪(北)

- (二) 第二次試験
- 1 方法及び内容
- (1) 論文試験  
 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験  
 人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。
- 2 日時及び場所
- (1) 論文試験  
 日 時 令和三年七月十七日(土曜日)  
 場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二  
 山口県総合交通センター
- (2) 口述試験  
 日 時 令和三年七月十九日(月曜日)から同月二十九日(木曜日)までの  
 間、山口県人事委員会が指定する日  
 場 所 山口市滝町一番一号  
 山口県庁
- 四 配点  
 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。
- (一) 第一次試験  
 教養試験 四〇点  
 専門試験 六〇点
- (二) 第二次試験  
 論文試験 六〇点  
 口述試験 一四〇点
- 五 合格者の決定方法  
 (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

- ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。
- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。
- ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。
- 六 合格者の発表
- (一) 第一次試験合格者  
 令和三年七月一日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。
- (二) 最終合格者  
 令和三年八月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。
- なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。
- (三) 試験の得点等の開示  
 試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。
- 七 合格から採用までの経路及び給与
- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。
- (二) 採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。
- (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級二十五号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- 八 受験手続及び受付期間
- (一) 受験案内の請求  
 令和三年四月三十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を

貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年五月十日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和三年四月三十日(金曜日) 午前九時から同年五月二十日(木曜日) 午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和三十七年四月二日以降に生まれた者が受験できます。
- (二) 民間企業等における職務経験を五年以上有する者
- (三) 保健師の免許を有する者
- (四) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - 1 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 専門試験  
必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

(2) 論文試験

社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験を行います。

2 日時

令和三年六月二十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

論文試験 午前十時から午後零時まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都新宿区高田馬場一丁目二九番九号TDビル4階 ワイム貸会議室高田馬場
大阪府	大阪市淀川区宮原五丁目一番二四号NLC新御堂ビル4・5階 CIVIL研修センター新大阪(北)

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所

日時 令和三年七月二十四日(土曜日)又は同月二十五日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日  
場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

専門試験 四〇点

論文試験 六〇点

(二) 第二次試験

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、専門試験の得点が一定の得点未満の場合は、論文試験の採点を行います。この場合、専門試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和三年七月八日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和三年八月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和四年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業において八年間の職務の経験を有している場合は、条別表第一の行政職給料表の一級五十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和三年四月三十日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和三年五月十日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和三年四月三十日(金曜日)午前九時から同年五月二十日(木曜日)午後五時



九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第三十三号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「玖珂総合センター」  
玖珂町四九六一  
「八」を削る。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

交通事故情報管理システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和四年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和三年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和三年四月三十日から同年六月十五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和三年六月十四日午後三時（入札書を持参する場合は、令和三年六月十五日午後一時三十分）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和三年六月十五日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年五月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部企画課（電話〇八三一九三三―一〇一〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic Accident Information

Management System

(3) Delivery period: From January 1, 2022 to December 31, 2026

(4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Planning Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. June 14, 2021 (If brought in person: 1:30 P.M. June 15, 2021)